

## 監査公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年5月20日

新城市監査委員 夏目道弘  
新城市監査委員 中西宏彰  
( 公 印 省 略 )

### 監査結果の措置対象

健康福祉部

福祉課、高齢者支援課、保険医療課、こども未来課、  
こども未来課こども家庭センター、健康課、地域医療支援センター、作手診療所

### 監査結果報告年月日

令和7年3月27日

### 監査結果に対する措置通知年月日

令和7年5月12日

### 講じた措置等の内容

健康福祉部

【福祉課、高齢者支援課、保険医療課、こども未来課、  
こども未来課こども家庭センター、健康課、地域医療支援センター、作手診療所】

《意見1》

健康福祉の分野はマンパワーが求められる。専門職のなり手不足や予算の確保など難しい面はあるが、必要な人材確保に向けて努力していただきたい。

《措置内容》

「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」に基づき、福祉従事者の人材確保や労働環境の向上等について、官民がともに協議し施策の推進に努めていく。また、専門職の養成学校へ出向き、市の魅力や取組を発信していく。

《意見2》

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、保険医療課と健康課と高齢者支援課が連携し、それぞれの持ち分を生かして一つの事業に取り組み成果を上げている。他の事務事業にもこうした連携の取り組みを広めていただきたい。

#### 《措置内容》

健康や福祉の分野においては、1人の市民に対し複数の課が関わることもあるため、これまでも生活困窮者対策や自殺予防対策等、関係する複数課が関わって事業を推進しているところである。部内の連携のみにとどまらず、関係する他部署とも引き続き横の連携に努めて事業を進めていく。

#### 《意見3》

市民負担の増加を求める見直しの際には、十分な説明を行い理解を求めるなど、慎重を期して行っていただきたい。

#### 《措置内容》

市民負担の増加を求めることや市民に多大な影響を与える施策に対しては、経緯・根拠・目的・効果などをわかりやすく示し、十分な周知期間や意見聴取などを通じて丁寧に説明しながら理解を得ていく。

#### 《意見4》

健康福祉の業務は目先の問題への対応で精一杯となりがちだが、業務の本来のあり方について長期的視点に立って思考し、取り組むように努めていただきたい。

#### 《措置内容》

総合計画をはじめ各個別計画で示す将来像や目指す姿に向けて取り組むとともに、少子高齢化と人口減少に向き合った持続可能な事業展開と施策推進に努めていく。

### 【福祉課】

#### 《意見1》

通帳の管理にあたっては、絶対に間違えることがないように、必ず複数人で取り扱っていただきたい。

#### 《措置内容》

必ず複数人で取り扱うよう業務手順書を見直すとともに、課内で共通認識を図った。

### 【高齢者支援課】

#### 《意見1》

東三河広域連合の地域支援事業として実施されている高齢者宅への配食サービスについては、構成する8市町村において対象者の判定基準に違いがあり、統一に向けた協議がされているが、配食を行う事業者の確保を含めて市町村間でサービスに違いが生じないように取り組んでいただきたい。

#### 《検討状況》

東三河広域連合から委託を受け地域支援事業として実施している配食サービスの

基準の統一化について、広範囲な広域連合の地域内でそれぞれ異なる地域実情もあることから、市内における状況、市としての意見を東三河広域連合へ伝え引き続き取り組んでいく。

## 【保険医療課】

### 《意見1》

国民健康保険が後期高齢者医療保険と同様に県単位に広域化され、保険料（税）水準の統一化の検討が進められているが、東三河北部医療圏のように医療資源の少ない地域であることについての配慮がなされるように取り組んでいただきたい。

### 《検討状況》

今後、愛知県と市町村による保険料（税）水準の「完全統一」に向けた協議が進められることになる。受益（医療サービス）と負担（保険税）の均衡が図られることが望ましいため、医療資源の充実や医療費の多寡に着目した交付金算定基準の導入などについて、県との協議の場において意見していく。

## 【地域医療支援センター】

### 《意見1》

通帳の管理については、絶対に間違えることがないように、必ず複数人で管理にあたっていただきたい。

### 《措置内容》

東三河北部医療圏地域医療対策協議会の預金通帳については、地域医療支援センターが事務局となっており管理しているが、入出金は担当が行い、内容については室長が定期的に管理している。また、他町村の課長職である協議会の監事3名による会計監査を毎年実施している。

### 《意見2》

助産所は分娩のための施設として開設されたが、今は産後ケア業務にシフトしてきており、さらには小中高生を対象にした「いのちの授業」や妊娠前の健康管理である「プレコンセプション（受胎前）ケア講座」を行うなど、時代の流れに沿った対応がなされている。こうした新たな取り組みについては今後も積極的に実施していただきたい。

### 《検討状況》

いのちの授業については、令和6年度は新城中学校で行ったが、令和7年度は市内全中学校での開催に向け計画中である。

プレコンセプションケアについては、令和6年度に35歳未満の市職員に対して研修を行った。令和7年度も新規採用職員に向けた研修を計画している。また、市内企業等への研修も調整していく。